

営業所の臨時休業に関する公告
(銀行法第16条第1項に基づく公告)

株式会社東京スター銀行（代表執行役頭取 CEO 多田 正己）は、新型コロナウイルス感染症対策のため、本年5月15日以降の、5月の土曜日および日曜日について、一部の営業所のATMを除き、緊急事態宣言の対象地域にあるすべての営業所（支店、ファイナンシャル・ラウンジおよびアドバイザープラザ）で営業を行わないことといたしました。これに伴い、5月16日（土）から17日（日）まで、下記の営業所を臨時休業いたします。

記

池袋支店ファイナンシャル・ラウンジ
渋谷支店ファイナンシャル・ラウンジ
（渋谷支店内）渋谷駅前支店
（渋谷支店内）自由が丘支店
吉祥寺支店ファイナンシャル・ラウンジ
立川支店ファイナンシャル・ラウンジ
小平支店ファイナンシャル・ラウンジ
新宿支店ファイナンシャル・ラウンジ
調布支店ファイナンシャル・ラウンジ
横浜支店ファイナンシャル・ラウンジ
松戸支店ファイナンシャル・ラウンジ
難波支店ファイナンシャル・ラウンジ
梅田支店ファイナンシャル・ラウンジ
南砂町アドバイザープラザ
代々木上原アドバイザープラザ
三軒茶屋アドバイザープラザ
浜田山アドバイザープラザ
川口アドバイザープラザ

以上

2020年5月15日
東京都港区赤坂2丁目3番5号
株式会社東京スター銀行
代表執行役頭取 CEO 多田 正己